

スポーツ振興事業助成対象財産の利用状況調査の実施について (Q&A)

Q：提出書類のうち「直近3か月間の助成対象財産の利用状況が分かる資料（任意様式）」とはどのようなものを提出すればよいか。

A：施設（助成対象財産）の利活用状況を確認させていただきたいため、最低限、月ごとの利用日数、利用人数が分かるもの（●月●日△人など）をご提出ください。また、団体が管理している一覧表や利用票などをそのまま送っていただいても構いません。
※個人情報（氏名、電話番号など）にあたる内容は黒塗り対応をするなどしてください。

Q：降雪の影響で施設を4月まで閉鎖している。「直近3か月間の助成対象財産の利用状況が分かる資料（任意様式）」は何を提出すればよいか。

A：利用のあった直近3か月の状況をご提出ください。

（例）12月～4月がクローズの場合は9月～11月の3か月間。

Q：降雪の影響で施設の写真、看板の写真を撮ることができないがどうしたらよいか。

A：回答期限である5月10日までにご提出いただければ問題ありません。

期限までに対応することが難しい場合は、ご準備が出来次第、ご提出ください。

Q：写真に日付を入れられなかったが、どのように対応すればよいか。

A：画像を貼り付ける Word や Excel のファイル内に直接日付を入力いただくか、ファイル名に撮影日を入力してください。

Q：財産処分とは何か。

A：助成対象経費により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の設備、機械及び器具を処分する場合は、助成金に係る助成対象財産処分取扱要領に沿って、所定の手続きを行っていただく必要があります。そのため、調査対象施設において、過去に財産処分の申請手続きを行っているかご確認いただき、ご回答ください。

なお、処分（整備）はしたものの未申請の場合は、今後手続きが必要となることもあるため、その他欄に処分（整備）概要をご記載ください。

（参考：財産処分の手続きについて（くじ助成））

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/833/Default.aspx>

Q：人事異動で新しく担当となったが調査は毎年実施しているものなのか。

A：定期的の実施しています。